

業務改善助成金

中小企業事業主の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」の引上げを図るための制度です。

① 賃金引上げ計画

事業場の労働者(雇入れ後6か月を経過)の賃金について、時間給1,000円未満の事業場内最低賃金を30円以上引上げる計画、または時間給800円以上1,000円未満の事業場内最低賃金を40円以上引上げる計画を作成し、引上げ後の賃金額を下限とすることを就業規則等でも定めます。

② 業務改善計画

業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、労働局長が交付決定した後に実施します。
 ※なお、単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

【支給額】 ※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

- ① 30円コースでは、事業場内最低賃金が1,000円未満で30円以上賃金を引上げた場合、上記②の改善に要した経費の10分の7(4分の3)(常時使用労働者数が30人以下の場合は4分の3(5分の4))が、賃金を引上げた労働者数に応じて次の上限額まで支給されます。
 ・各上限額：引上げ人数1～3人は上限額50万円、引上げ人数4～6人は上限額70万円、引上げ人数7人以上は上限額100万円
- ② 40円コースでは、事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満で、1人以上の労働者の賃金を40円以上引上げた場合、上記②の改善に要した経費の10分の7(4分の3)(同・30人以下の場合には4分の3(5分の4))について、上限額70万円まで支給します。

時間外労働等改善助成金

1 時間外労働上限設定コース

平成28年度または平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結している事業場を有し、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数名でも可)がいる中小企業事業主が、事業実施計画において指定した全ての事業場で成果目標を達成する取組を実施し、平成30年度または平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行った場合にその費用の一部を支給します。

【支給額】

以下のいずれか低い方の額を助成しますが、達成した成果目標によって上限額が定められていますので、詳細はホームページ等をご参照願います。

- ① 1企業当たりの上限額 200万円
- ② 上限設定時間数による上限額及び休日加算額(注1)の合計額
- ③ 対象経費の合計額×補助率4分の3(注2)

(注1) 事業主は、週休2日制の導入に向けて、定められた範囲内で休日を増加させて設定することを成果目標にすることができます。

(注2) 常時使用する労働者数が30名以下、かつ労働能率の増進に資する設備の導入等の経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4です。

2 勤務間インターバル導入コース

労働時間等の設定の改善等を図るため、①勤務間インターバルを導入していない事業場、②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入しているものの、対象労働者が所属労働者の半数以下の事業場、③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場を有する中小企業事業主が勤務間インターバル制度を新規導入、または適用範囲の拡大もしくは時間延長する成果目標を達成した場合にその費用の一部を支給します。

【支給額】

- ① 新規導入に該当する場合：9時間以上11時間未満・補助率4分の3・上限額40万円、11時間以上・補助率4分の3・上限額50万円
 - ② 適用範囲の拡大・時間延長のみの場合：9時間以上11時間未満・補助率4分の3・上限額20万円、11時間以上・補助率4分の3・上限額25万円
- ※ 常時使用する労働者数が30名以下、かつ労働能率の増進に資する設備の導入等の経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4です。

3 職場意識改善コース

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、その他労働時間等の設定の改善のため、①労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ、月間平均所定外労働時間が10時間以上で労働時間等の設定の改善に積極的に取組む意欲のある中小事業主、または、②労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主が成果目標の達成に取り組んだ場合、その支給対象となる取組の達成状況に応じ費用の一部を支給します。

【支給額】

- ① 対象事業主が上記①の場合
 - ・ 成果目標の両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合：補助率4分の3・上限額150万円
 - ・ 成果目標の両方とも達成した場合：補助率4分の3・上限額100万円
 - ・ 成果目標のいずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合：補助率8分の5 上限額133万円
 - ・ 成果目標のいずれか一方を達成した場合：補助率8分の5・上限額83万円
 - ・ 成果目標のいずれも未達成の場合：補助率2分の1・上限額67万円
 - ② 対象事業主が上記②の場合
 - ・ 成果目標を達成した場合：補助率4分の3・上限額50万円
- ※常時使用する労働者数が30名以下、かつ、労働能率の増進に資する設備の導入等の経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4です。

4 団体推進コース

中小企業事業主の団体や、その連合団体(以下「事業主団体等」といいます)が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して支給します。

【支給額】 上限額500万円等となりますが、詳しくはホームページ等をご参照願います。

中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者の数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下



本チラシにある助成金のお問合せは、
新潟労働局雇用環境・均等室へ

又は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

電話025-288-3528 FAX025-288-3513

新潟市中央区美咲町1-2-1

新潟美咲合同庁舎2号館3階

【受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)】 H30.4

両立支援等助成金

1 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主、及び育児目的休暇の制度を導入し男性労働者に利用させた事業主に支給します。

※ 支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する連続した14日以上(中小企業は連続した5日以上)の育児休業です。

※ 下記(1)①の「1人目」は、過去3年間に育児休業を取得した男性労働者がいない場合が該当し、それ以外は1人目であっても下記(1)②の「2人目以降」に該当します。また、下記(1)は①と②を併せて1年度につき10人まで支給され、下記(2)については1企業につき1回支給されます。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

(1) 男性労働者の育児休業

① 1人目の取組及び育児休業取得

中小企業 57万円<72万円>・大企業 28.5万円<36万円>

② 2人目以降10人目まで

中小企業：5日以上14日未満 14.25万円<18万円>・14日以上1か月未満 23.75万円<30万円>・1か月以上 33.25万円<42万円>

大企業：14日以上1か月未満 14.25万円<18万円>・1か月以上2か月未満 23.75万円<30万円>・2か月以上 33.25万円<42万円>

(2) 育児目的休暇

中小企業 28.5万円<36万円>・大企業 14.25万円<18万円>

2 介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行い、介護休業または介護制度の利用があった事業主に支給します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

(1) 介護休業の利用：中小企業 57万円<72万円>・大企業 38万円<48万円>

(2) 介護制度の利用：中小企業 28.5万円<36万円>・大企業 19万円<24万円>

※(1)及び(2)はそれぞれ1企業につき計2名まで(無期契約労働者1名、有期契約労働者1名)支給されます。

3 育児休業等支援コース

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児休業を取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に支給します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

(1) 育休取得時 28.5万円<36万円>

(2) 職場復帰時 28.5万円<36万円>

※(1)及び(2)は1企業につき計2名まで(無期契約労働者1名、有期契約労働者1名)が対象です。

※(2)の職場復帰時において、「職場支援加算」に該当する場合は19万円<24万円>が加算されます。

II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を取得した労働者が原職等に復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額を支給します。

支給対象労働者1人当たり：47.5万円<60万円>

※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合は9.5万円<12万円>が加算されます。

※1企業あたり1年度10人まで5年間支給されます。

III 職場復帰後支援

育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、対象労働者が制度を利用した中小事業主に助成します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額または時間数を支給します。

(1) 子の看護休暇制度：制度導入時 28.5万円<36万円>・制度利用時 取得した休暇1時間あたり1,000円<1,200円>を乗じた額

(2) 保育サービス費用補助制度：制度導入時 28.5万円<36万円>・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

※制度導入時の助成は、子の看護休暇制度または保育サービス費用補助制度のいずれかで1回支給されます。

※制度利用時の助成では、(1)の制度は最初の支給申請日から3年以内に5人まで、さらに1年度において200時間<240時間>が上限です。

また、(2)の制度については3年以内に5人まで、さらに1年度において20万円<24万円>が上限です。

4 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産もしくは育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職する際、従来の勤務経験、能力が適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、再雇用を希望する旨の申出をしていた者を採用した事業主に助成します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

① 再雇用者1人目

1回目の支給 継続雇用6か月後 中小企業 19万円<24万円>・大企業 14.25万円<18万円>

2回目の支給 継続雇用1年後 中小企業 19万円<24万円>・大企業 14.25万円<18万円>

② 再雇用者2人目から5人目まで

1回目の支給 継続雇用6か月後 中小企業 14.25万円<18万円>・大企業 9.5万円<12万円>

2回目の支給 継続雇用1年後 中小企業 14.25万円<18万円>・大企業 9.5万円<12万円>

5 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、各目標を達成した事業主に支給します。

【支給額】※生産性要件を満たした事業主は<>の額が支給されます。

(1) 加速化Aコース

・労働者数が300人以下の事業場で、「取組目標」を達成した場合：支給額：28.5万円<36万円>(1企業1回限り)

(2) 加速化Nコース

・労働者数が300人以下の事業場で、「取組目標」を達成し「数値目標」も達成した場合：支給額：28.5万円<36万円>(1企業1回限り)

※かつ、女性管理職比率が15%以上となった場合は47.5万円<60万円>が支給されます。

・労働者数が301人以上の事業場で、女性管理職比率が産業平均値の1.3倍以上となった場合：支給額28.5万円<36万円>(1企業1回限り)

※生産性要件による助成の割増については、申請する事業所が決算書類等より算定した「生産性要件」を満たした場合に行います。